

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

- 目次
- ◆規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
土地の用途附止
 - ◆告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第百一十一号の一部改正
選挙管理委員会の招集
 - ◆運営告示 議員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - ◆人妻規則 高圧ガス販売主任者試験の実施
 - ◆公 告

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年七月二十九日

鳥取県規則第三十二号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(許可証票)

第五条 条例第六条の規定による許可証票は、様式第三号による。

様式第二号の次に次の様式を加える。
様式第三号



別表を次のように改める。
別表 許可証票

一般的基準

- 一 広告物又は広告物の掲出する物件(以下「広告物等」という。)が環境に調和し、美観風致を妨げないこと。
- 二 広告物等の設置、施工等の方法が不完全なため、風雨、震動等によつて容易に倒壊、剥離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。
- 三 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと。
- 四 広告物等が道路上に突き出して設置される場合には、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ロについては、道路の歩道の部分に突き出す広告物等で踏面から広告物の下端までの高さが四メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を損壊して美観風致上及び交通安全上支障がないと認められる場合は、一、二、

五メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を損壊して美観風致上及び交通安全上支障がないと認められる場合は、一、二、

一 トルまで突き出すことができる。

イ 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては四・五メートル以上、道路の歩道の部分にあつては二・五メートル以上であること。

ロ 突き出し部の長さが〇・六メートル以下であること。

五 道路等の沿線に表示し、又は設置する広告物等(建築物その他の構築物を利用するものを除く。)については、道路等からの距離及び広告物等の相互間の間隔が、家庭連たん区域を除き、一〇〇メートル以上であること。

個別の基準

- 一 野立ての広告物等
- イ 広告板
 - 〔一〕 広告板の一面の面積が三〇平方メートル以下であること。
 - 〔二〕 高さが地面から六メートル以下であること。
 - ロ 広告塔
 - 〔一〕 高さが木造のものにあつては一〇メートル以下、その他のものにあつては二〇メートル以下であること。
 - 〔二〕 幅が高さの五分の一以下であること。
- 二 建築物、へい又は垣を利用する広告物等
 - イ 屋上を利用するもの
 - 〔一〕 広告板は、高さが六メートル以下であり、かつ、地面から設置する場所までの高さの二分の一以下であること。
 - 〔二〕 広告塔は、一建築物につき一箇とし、高さが地面から設置する場所までの高さの二分の一以下(木造のものについては八メートルを限度とする。)であること。

一 トルを限度とする。)であること。

ロ 壁面から突き出すもの

表示面積が三〇平方メートル以下であること。

ハ 壁面、へい又は垣を利用するもの

表示面積が三〇平方メートル以下であり、かつ、一の壁面、へい又は垣に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が当該壁面、へい又は垣の面積の二分の一以下であること。

三 立看板

- 〔一〕 表示面積が二平方メートル以下であること。
- 〔二〕 脚部を除く部分の高さが縦二メートル以下、横一メートル以下であること。
- 〔三〕 脚部の高さが〇・五メートル以下であること。
- 〔四〕 道路上に設置しないものであること。
- 四 電柱を利用する広告板
 - 〔一〕 高さが縦一・五メートル、横〇・五メートル又は縦一・二メートル、横〇・四メートルであること。
 - 〔二〕 電柱に巻き付け、又は直接塗布する広告板は、地上二・五メートルから三・五メートルまでの範囲内に表示すること。
 - 〔三〕 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが〇・六メートル以下であること。
- 四 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 四 道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが二・五メートル以上であること。

- 五 電柱一本につき一箇であること。
- 五 街灯柱を利用する広告板
 - 〔一〕 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布しないものであること。
 - 〔二〕 高さが縦一・五メートル以下、横〇・五メートル以下であること。
- 六 突き出し部分の長さが〇・六メートル以下であること。
- 六 街灯柱一本につき一箇であること。
- 六 広告柱
 - 〔一〕 高さが二メートル以下であること。
 - 〔二〕 柱の幅又は直径が〇・二メートル以下であること。
- 七 アーケードに添加する広告物
 - 〔一〕 アーケードの上部に設置しないものであること。
 - 〔二〕 原則として、一商店につき一箇であること。
 - 〔三〕 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が〇・五メートル以下、横がアーケードの梁間の二分の一以下であること。
- 八 広告幕
 - イ 横断幕
 - 〔一〕 地面から横断幕の下端までの高さが五メートル以上であること。

- 〔一〕 大きさが縦三メートル以下、横一メートル以下であること。
- 〔二〕 地面から縦又は横のいずれの方向の表示する部分の下端までの高さが一・五メートル以上であり、かつ、上端までの高さが五メートル以下であること。
- 〔三〕 道路上に設置しないものであること。
- 九 アーチ
 - アーチの厚さが一・五メートル以下であること。
- 十 アドバネン
 - アドバネンに吊り下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。
- 十一 はり紙
 - 表示面積が一・五平方メートル以下であること。
- 十二 その他の広告物等
 - その他の広告物等については、前各号の基準との均衡を考慮し、知事がそのつ度定めるところによること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四四二号 示

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年七月二十五日から用途廃止した。

昭和四十一年七月二十九日

上記のとおり旅費を請求しました。 昭和 年 月 日 上記の金額を振付しました。 昭和 年 月 日

備考 本様式は、用途に依り不用の文字は抹消して使用すること。
別表第7（佐五の形式）の次に定める。

別表第7（第六号様式）

普通旅費、日額旅費、在勤地内旅行旅費精算請求書（計算上の額と精算額が同額の精算）

| 年度 | 項目 | 金額 | 備考 | 精算額の計 | | 精算額 | 請求書の計 | 精算額の計 | 精算額 | | 精算額 |
|----|----|----|----|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | | | 主務課長 | 経理課長 | | | | 出納課長 | 副出納課長 | |
| 年度 | 項目 | 金額 | 備考 | 主務課長 | 経理課長 | 出納課長 | 副出納課長 | 精算額 | 請求書の計 | 精算額の計 | 精算額 |
| 合計 | | | | 合 | 合 | 合 | 合 | 合 | 合 | 合 | 合 |

上記のとおり振付に係る旅費の精算を請求します。

別表第八の第一の項の各号列記以外の部分中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同表の第二の項の各号列記以外の部分中「第二号」を「第三号」に、「旅費請求書」を「請求書」に改め、「国家の第三の項中「第三号」を「第四号及び第五号」に、「旅費請求書」を「請求書」に改め、同表の第四の項の各号列記以外の部分中「第四号」を「第六号」に、「旅費請求書」を「請求書」に改め、同表の第五の項中「第五号」を「第六号」に、「旅費請求書」を「請求書」に改め、「請求書」に改めらる。

- この規程は、昭和四十一年八月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。
- この規程施行の際、現在ある旅費の請求書の用紙は、知事の認可を受けて使用することとなる。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和41年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。
昭和41年7月29日

鳥取県知事 石 岐 二 朗

1 試験の箇所、科目および時間

| 試験の種類 | 試験の科目 | 試験の時間 |
|---------------------|----------------|------------|
| 第1種高圧ガス販売主任者免状に係る試験 | 高圧ガスの取扱いに関する法令 | 9:30~12:30 |
| 第2種高圧ガス販売主任者免状に係る試験 | 高圧ガスの取扱いに関する法令 | 9:30~12:30 |

2 試験の期日および場所

- 試験の期日 昭和41年8月28日（日曜日）
- 試験の場所 鳥取市および米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市坂町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

- 受験願書 高圧ガス取締法施行規則（昭和26年通商産業省令第68号、以下「規則」という。）別表第19の2の様式によること。
- 履歴書 規則別表第20の様式によること。
- 写真 真 手形彩色紙付とし、出願前6か月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名および年令を記載すること。

4 受験手数料およびその納付方法

(1) 受験手数料

第1種高圧ガス販売主任者免状に係る販売主任者試験 700円
第2種高圧ガス販売主任者免状に係る販売主任者試験 500円
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和41年8月1日から昭和41年8月6日まで

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。